4 憲法調查会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

「調査の経過]

本憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として、国会法の一部を改正する法律(平成11年8月4日法律第118号)により、今常会が召集された平成12年1月20日(木)に設置された。なお、その調査期間は、議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

今国会においては、まず、2月16日(水)及び3月3日(金)に、委員間の自由討議を行い、本憲法調査会の運営等についての協議を行った。これらの意見を基に、調査を行うに当たっては、①常に国民とともに議論し、その意見を調査に反映させながら、適宜、議員間の討議を行う、②過去と現在を踏まえつつ、将来を見通した論議を行う、の2点を基本方針とすることとし、これを踏まえ今後、広く国民の各界・各層から意見を聴きながら、適宜、議員間の討議を行って、論点を絞っていくとともに、国民の間に論議を喚起し、認識を深めてもらうことを目指すこととした。

そこで、3月22日(水)には、広く文明論・歴史論的観点に基づく「この国のかたち」をテーマに、電気通信大学教授西尾幹二氏及び専修大学経済学部教授正村公宏氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。また、将来の日本を担う若い世代である学生から憲法についての意見をまず聴くことを目的とし、4月5日(水)には、「学生とともに語る憲法調査会」と題して20名の大学生等を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、委員との間で意見交換を行った。4月19日(水)は、それまでの参考人からの意見聴取を踏まえ、委員間で意見の交換を行った。さらに、5月17日(水)には、再び、広く文明論・歴史論的観点に基づく「この国のかたち」をテーマとし、国立民族学博物館館長石毛直道氏及び埼玉大学名誉教授暉峻淑子氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか、5月2日(火)には、日本国憲法の制定過程等について、元連合国最高司令官総司令部(GHQ)民政局調査専門官ベアテ・シロタ・ゴードン氏及び同民政局海軍少尉リチャード・A・プール氏を招へいし、両氏から発言があった後、質疑を行った。なお、参加が予定されていた同民政局陸軍中尉ミルトン・J・エスマン氏については、急病により欠席となったため、当人の希望により発言原稿が代読された。

〔調査の概要〕

1. 委員間の自由討議

委員間の自由討議では、調査の進め方や調査テーマ等について議論が行われた。

調査の進め方としては、党利党略にとらわれることなく広く国民に開かれた議論を行う、そのために調査会の土日開催、インターネットによる意見募集や議事公開が必要との意見が出された。また、調査期間については、参議院議員の任期の関係から、来年の常会終了時を目処に中間報告をまとめるべきとの意見と調査を進めるに当たり拙速は避けるべきと

の意見があった。

調査テーマとしては、21世紀の「国のかたち」を議論していく必要がある、GHQで現行憲法の草案づくりに携わった人を参考人招致する等により憲法の制定過程の検証をすべきである、安全保障、基本的人権等に見られる憲法と現実の乖離がどうして生じたか検証すべきである等が挙げられた。なお、憲法と現実の乖離については、現実の状況に合わせ必要な憲法の見直しをすべきとの意見と憲法の理念が現実に実行されていないのだから政策の実行等により現状を憲法に近づけるようにすべきとの意見があった。さらに、人権に関しては、環境権等の新しい人権、教育、公共の福祉などを、統治機構に関しては、二院制、地方自治等を調査テーマにすべきとの意見が多かった。

2. 国民各界各層からの意見聴取

国民各界各層からの意見聴取として、今国会では、将来の日本を担う若い世代の代表として20名の学生から意見を聴取した。

日本国憲法は日本の歴史、伝統、文化を踏まえていない、権利や自由が強調され過ぎている、公に対する使命感・義務に関する条項がない、国民の命と安全を保障するために存在する自衛隊を明確に定義できない憲法はおかしい、憲法第9条は混乱を招きやすく、恣意的に運用されることを防ぐためにもわかりやすく書くべき等の意見が出された。

その一方で、日本国憲法のメッセージとして日本は世界軍縮のイニシアチブをとるべき、 平和憲法の精神を世界に伝えなければならない、憲法第9条と実情の乖離は大きいが、現 時点においては実現していなくとも、将来に実現したいことを理念として掲げることもあ っていい等の意見も出された。

また、知る権利、プライバシー権、環境権、女性の権利等に関する意見が出された。

3. 学識経験者からの意見聴取

広く文明論・歴史論的観点に基づく「この国のかたち」をテーマに、4名の学識経験者から意見を聴取した。

西尾参考人は、日本は欧州と対応した一個の独立した文明を築いた、これらの文化、伝統という観点から日本人とは何かということにさかのぼり新しい憲法を作るべきだ、また、 集団的自衛権の問題等喫緊の課題は1両年位で改正すべき旨発言した。

正村参考人は、法治国家においては、実態に合わなくなった法律を十分な議論を尽くした上で改正することは当然であり、憲法も例外ではないが、現行憲法の基本的特徴は継承すべきだ、今後憲法を議論するときは、20世紀を動かした産業主義、民主主義、民族主義のイデオロギーを克服すべき旨発言した。

石毛参考人は、日本は将来、外国人の流入により多民族国家化していくだろう、異文化に対する公教育での取り組みが必要であり、また、定住外国人の権利の拡大が将来の問題となる、定住外国人との摩擦は地域住民間で解決することが大切であるため、中央政府権限の地方への譲渡も考える必要がある、そして21世紀は文化が平和的手段による安全保障となる旨発言した。

暉峻参考人は、ユーゴ難民救済のNGO活動の経験から、憲法前文や第9条は非常に立派な条文であり、現憲法で国際貢献はできると考えている、人道援助や経済・技術援助を通じ軍事文化でなく人権文化に貢献できる道を示している旨発言した。

4. 元GHQ民政局員からの意見聴取

憲法制定過程を検証する観点から、元GHQ民政局員2名から意見を聴取した。

ゴードン参考人は、日本国憲法は合衆国憲法よりすばらしいものであり押しつけたというのは正しくない、この憲法は世界のモデルと言えるからこれまで改正されなかった、女性の権利を始めとする諸権利は抑えられていた日本国民の意思を表したものと思う旨発言した。

プール参考人は、マッカーサー草案は日本の学者や研究機関の見解が反映され、また、その後の閣議や国会で修正されており押しつけではない、その起草過程よりその結果に焦点を当てるべきだ、憲法改正は必要が生じた場合にのみ個々に検討すべきだ、憲法第9条については、日本が侵略した国に二度とそのような行動をとる意思がないことを保証した上で、現在のあいまいさに終止符を打つべき旨発言した。

なお参加が予定されていたエスマン氏は急病により欠席したが、新憲法起草に当たっては、外国からの押しつけととられ、新憲法は占領終了後は存続できないと考えてGHQによる起草に反対したが、日本人は真の政治的願望を表現したものとして熱心に受け入れ擁護し、私の考えが間違っていたことが証明された、日本国憲法の基本原則が尊重される限り、現行の条文でも十分に対応できる、そのため、新たな課題に直面し、政策を変更するためには、憲法の条文とその底流となる大原則に基づく合理的な解釈によるべきであり、正式な憲法改正は最後の手段として残すべきである旨の文書を提出し、調査会の場で代読された。

(2) 調査会経過

〇平成12年1月20日(木)(第1回)

- ○会長を選任した後、幹事を選任した。
- ○なお、会長は会長代理に吉田之久君を指名した。

○平成12年2月16日(水)(第2回)

- ○幹事の補欠選任を行った。
- ○本調査会の運営について協議を行った。

○平成12年3月3日(金)(第3回)

- ○幹事の補欠選任を行った。
- ○本調査会の運営について協議を行った。

○平成12年3月22日(水)(第4回)

- ○日本国憲法に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本国憲法について参考人電気通信大学教授西尾幹二君及び専修大学経済学部教授正 村公宏君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月5日(水)(第5回)

○日本国憲法について参考人東京大学学生古賀光生君、早稲田大学学生馬場慶次郎君、東京大学学生平山陽子君、慶應義塾大学学生中島健君、早稲田大学学生石川貴夫君、龍谷大学大学院生奥野恒久君、東京芸術大学学生浅田眞理君、成城大学学生西脇伸幸君、お茶の水女子大学学生岡村千尋君、同志社大学学生杉尾巨樹君、早稲田大学学生中牟田郁君、九州大学学生屋原大輔君、東京大学学生馬場啓明君、島根大学学生那須参君、津田塾大学学生横倉由佳君、早稲田大学学生池田光政君、早稲田大学大学院生秋葉丈志君、長崎大学学生中園まどか君、琉球大学学生與那嶺新君及び慶應義塾大学学生尾台弘明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った

○平成12年4月19日(水)(第6回)

- ○幹事の選任及び補欠選任を行った。
- ○日本国憲法について意見の交換を行った。

○平成12年5月2日(火)(第7回)

○日本国憲法について参考人元連合国最高司令官総司令部民政局調査専門官ベアテ・シロタ・ゴードン君及び元連合国最高司令官総司令部民政局海軍少尉リチャード・A・プール君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月17日(水)(第8回)

○日本国憲法について参考人国立民族学博物館館長石毛直道君及び埼玉大学名誉教授暉 峻淑子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。